

# JIS

## AM/FM 放送受信機試験方法一 第1部：一般的事項及び可聴周波測定を含む試験

JIS C 6102-1 : 2019  
(IEC 60315-1 : 1988)

(JEITA/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研 究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

---

主 務 大 臣 : 経済産業大臣 制定 : 平成 10.12.20 改正 : 平成 31.3.20

官 報 公 示 : 平成 31.3.20

原 案 作 成 者 : 一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会 : 日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
第 1 章 全般	1
1 適用範囲	1
1A 引用規格	1
2 測定の単位及び単位系	2
3 測定周波数	3
3.1 可聴周波数	3
3.2 無線周波数	3
4 規定する量及びその精度	3
5 表示及び表示のための記号	3
5.1 表示	3
5.2 表示のための記号	3
6 雑音の特性及び測定のためのフィルタ, ウエイティングカーブ及びメータ	3
6.1 広帯域測定	3
6.2 ウエイティング測定	4
7 定格値 (IEV 151-04-03 参照) (IEC 60050-151)	4
7.1 定格条件	4
7.2 特性の定格値	5
7.3 相互に依存する特性	5
7.4 整合値	5
8 環境条件	5
9 個別仕様及び一般型式	6
10 データの図表示	6
10.1 全般	6
10.2 目盛	6
11 試験の準備	7
12 一様な交流低周波磁界での測定	7
12.1 一様な交流低周波磁界の発生方法	7
12.2 試料の位置	7
13 電源の種類及び関連の測定条件	7
13.1 主電源で動作する受信機	7
13.2 蓄電池で動作する受信機	8
13.3 一次電池で動作する受信機	8
13.4 付加的情報	8
13.5 受信機の消費電力及び消費電流	8

14	アンテナ入力回路に適用する限定的エネルギーによるサージ放電の許容度	9
14.1	一般	9
14.2	試験方法	9
第2章	可聴周波測定	10
15	一般	10
15.1	基準可聴周波出力レベル	10
15.2	可聴周波擬似負荷	10
15.3	総合特性	10
16	音響的帰還	10
16.1	一般	10
16.2	測定法	10
16.3	結果の表示	11
第3章	無線周波信号	11
17	標準無線周波入力信号	11
18	プリアンファシス	11
19	擬似アンテナ回路網 (擬似アンテナ)	11
19.1	開放線アンテナの 100 kHz から 30 MHz までの周波数範囲での擬似アンテナ回路網	11
19.2	その他の擬似アンテナ回路網	11
20	結合回路	12
21	平衡無線周波入力回路	12
21.1	平衡入力	12
21.2	不平衡比の測定法	12
22	磁気アンテナ付き受信機のための入力装置	12
22.1	測定装置	12
22.2	考察及び制限事項	13
第4章	動作周波数及びその安定度	13
23	動作周波数の安定度	13
23.1	一般	13
23.2	動作周波数の時間的変動の測定法	14
23.3	結果の提示	14
23.4	電源電圧による動作周波数変動の測定法	14
23.5	結果の表示	14
23.6	無線周波入力信号レベルによる動作周波数変動の測定法	14
23.7	結果の提示	14
23.8	周囲温度による動作周波数変動の測定法	14
23.9	結果の表示	14
24	自動周波数制御	14
第5章	同調システムの特性	15
25	同調機構の一般的な機械的特性	15

25.1	同調駆動係数	15
25.2	同調目盛係数	15
25.3	校正誤差	15
25.4	同調機構の遊び	15
26	押しボタン同調機構の動作特性	15
26.1	一般	15
26.2	測定法	16
26.3	結果の表示	17
27	自動選局システムの動作特性	17
27.1	一般	17
27.2	測定法	17
27.3	結果の表示	18
	附属書 A (規定) 雑音評価用回路網 (雑音評価フィルタ) 及び準ピーク値計	30
	附属書 B (参考) 交流低周波磁界強度の校正	34
	附属書 C (参考) 磁気アンテナ付き受信機への信号入力のため生成された無線周波磁界の測定	35
	解 説	38

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 6102-1:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 6102** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 6102-1** 第 1 部：一般的事項及び可聴周波測定を含む試験

**JIS C 6102-2** 第 2 部：AM 放送受信機

**JIS C 6102-3** 第 3 部：FM 放送受信機

## AM/FM 放送受信機試験方法一

## 第 1 部：一般的事項及び可聴周波測定を含む試験

Methods of measurement on receivers for AM and FM sound broadcasting transmissions Part 1: General considerations and methods of measurement, including audio-frequency measurements

## 序文

この規格は、1988年に第2版として発行された IEC 60315-1 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

## 第 1 章 全般

## 1 適用範囲

この規格は、AM 音声放送及び FM 音声放送を受信する無線受信機、並びにこれらを構成する部分、又はこれら受信機の補助装置に適用する試験方法について規定する。

この規格は、仕様にとって有用な特性を列挙し、また、これらの特性の統一された試験方法を設定することによる性能の明確化、機器の比較、及び適切で実用的な利用の明確化という問題を取り扱っている。

この規格は、様々な特性の説明及び関連する試験方法に限定しており、一般的に所要性能は規定していない。

**注記 1** この規格では安全は取り扱わない。これについては IEC 60065 又はその他の適切な IEC 安全規格を参照する。また、不要放射及び妨害排除能力についても取り扱わない。これらについては CISPR 32 に示す。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60315-1:1988, Methods of measurement on radio receivers for various classes of emission Part 1: General considerations and methods of measurement, including audio-frequency measurements (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

## 1A 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む。)